

川崎市麻生区公告第32号

国民健康保険法（昭和33年12月27日法律192号）第78条で準用する地方税法
（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により公告します。

なお、当該書類は送達を受けるべき者の申出により交付します。

令和8年7月13日

川崎市麻生区長 東 哲也

（別紙は、公示期間経過後に削除いたします。）